

※ ( ) 内は、平成29年上期版において、設問に関するテキストを掲載している項目です。  
[ ] 内は、平成29年上期版において、類似問題を掲載しているページです。

## 平成29年4月公表 第一種 衛生管理者試験 解説

### ■ 関係法令（有害業務に係るもの）[第1章]

#### 問 1 (11 安全衛生管理体制/8P) 参照。

1. 「深夜業を含む業務に常時500人以上の労働者を従事させる場合」は、その事業場に専属の産業医を選任しなければならない。
2. 「常時500人を超え1,000人以下の労働者を使用する事業場」に該当するため、「3人の衛生管理者を選任」しなければならない。従って衛生管理者の選任数についての違反はない。
3. 衛生管理者は、その事業場に専属の者を選任しなければならない。しかし、2人以上の衛生管理者を選任する場合で、当該衛生管理者の中に労働衛生コンサルタントがいるときは、当該者のうち1人については専属の者でなくてもよい。従って、この設問の場合、違反ではない。
4. 「衛生管理者のうち1人を衛生工学衛生管理者免許を有する者から選任しなければならない」という規定は「著しく暑熱な場所における業務に常時30人以上の労働者を従事させるもの」に適用されるが、設問は「暑熱な場所における業務」ではあるが「20人」のため、違反ではない。
5. 「衛生管理者のうち1人を専任とする」という規定は、「著しく暑熱な場所における業務に常時30人以上の労働者を従事させるもの」に適用されるものであり、設問は「20人」であるため、違反ではない。

#### 問 2 (5 製造の禁止と許可/32P) 参照。

#### 問 3 (8 機械等の安全性能/25P) 参照。

- 1 & 2. [26P【2】1 & 3]
4. [26P【1】5]

#### 問 4 (2 作業主任者の選任/22P) 参照。

- 1～5. [24P【3】1～5]

#### 問 5 (7 作業環境測定/37P) 参照。

- 1 & 2 & 4. [40P【3】1 & 2 & 4]

3. 設問の場所は、安衛令 別表第6の2に該当するため、作業環境測定士が測定を実施しなければならない。

#### 問 6 (6 安全衛生教育/34P) 参照。

- 1 & 3～5. [35P【3】1 & 3～5]

#### 問 7 (12 有機溶剤中毒予防規則/53P) 参照。 ※平成29年下期版に追加内容掲載。

- 1 & 2 & 4. [58P【1】1 & 2 & 4]

3. 設問の場合、全体換気装置ではなく、密閉装置等を設けなければならない。

5. [59P【3】2]

#### 問 8 (14 特酸素欠乏症等予防規則/69P) 参照。

- 1～5. [72P【4】1～5]

#### 問 9 (16 粉じん障害予防規則/78P) 参照。

- 1～5. [83P【5】1～5]

#### 問 10 (19 労働基準法(Ⅱ)/89P) 参照。

- 1 & 3～5. [90P【2】1 & 3～5]

■ 労働衛生（有害業務に係るもの）[第2章]

問 11 (11 空気中の有害物質/94P) 参照。

問 12 (14 有機溶剤による健康障害/105P) 参照。

2. [107P【3】1]

4&5. [107P【1】2&5]

問 13 (17 騒音による健康障害/117P) 参照。

問 14 (19 その他の健康障害/126P) 参照。

1~5. [128P【2】1~5]

問 15 (15 化学物質等による健康障害/109P) 参照。

1~5. [114P【7】1~5]

問 16 (16 労働衛生保護具/150P) 参照。

1&4. [154P【2】4&5]

2. [154P【3】2]

3. [155P【4】5]

問 17 (11 作業環境管理/133P) 参照。

1~5. [137P【4】1~5]

問 18 (12 局所排気装置/138P) 参照。

1~5. [141P【1】1~5]

問 19 (16 特殊健康診断/158P) 参照。

1~5. [160P【3】1~5]

問 20 (10 健康障害の防止対策/132P) 参照。 ※平成29年下期版に追加内容掲載。

2. 危険性又は有害性（ハザード）は、建設物、設備、原材料、ガス、蒸気、粉じん等による、又は作業行動その他業務に起因する危険性又は有害性をいう。

株式会社公論出版

Copyright (C) 2016 株式会社公論出版 All Rights Reserved.

■ 関係法令（有害業務に係るもの以外のもの）〔第3章〕

- 問 21 (8 衛生管理者の職務/177P) 参照。
- 問 22 (5 衛生委員会/182P) 参照。  
1～5. [183P【1】1～5]
- 問 23 (10 労働安全衛生規則/207P) 参照。  
1. [210P【3】1]  
2～4. [211P【6】5&2&3]  
5. [209P【1】4]
- 問 24 (8 医師による面接指導/200P) 参照。 ※平成29年下期版に追加内容掲載。  
1&2. [203P【4】1&2]  
4. [202P【3】4]  
5. [202P【2】3]
- 問 25 (7 健康診断/195P) 参照。  
1～5. [198P【3】1～5]
- 問 26 (18 有給休暇/227P) 参照。
- 問 27 (14 妊産婦/231P) 参照。  
1～5. [234P【5】1～5]

■ 労働衛生（有害業務に係るもの以外のもの）〔第4章〕

- 問 28 (8 労働者の健康保持増進対策/272P) 参照。  
1～4. [276P【2】1～3&5]
- 問 29 (快適な職場環境の形成) ※平成29年下期版に新規項目掲載。  
2. 労働者が快適に過ごせる職場環境を形成するためのものであり、「経営者の意見の反映」は含まれない。
- 問 30 (18 一次救命処置/294P) 参照。  
4&5. [299P【3】4&5]
- 問 31 (12 脳血管障害／虚血性心疾患/290P) 参照。 ※平成29年下期版に追加内容掲載。  
1. 運動負荷心電図検査は、虚血性心疾患の発見に有効である。  
3. [292P【1】5]
- 問 32 (6 食中毒/262P) 参照。  
1&4&5. [265P【5】1&4&5]  
2. [265P【6】2]
- 問 33 (8 労働者の健康保持増進対策/272P) 参照。
- 問 34 (15 熱傷（火傷）/305P) 参照。 ※平成29年下期版に追加内容掲載。  
1. [306P【3】2]  
2&4. [306P【1】3&2]  
3. [306P【2】2]

■ 労働生理 [第5章]

問 35 (B 呼吸器系/322P) 参照。

1. [325P【4】1]

2&3&5. [324P【2】2&3&5]

問 36 (D 循環器系/317P) 参照。

1~3&5. [320P【3】1~3&5]

問 37 (E 神経系/360P) 参照。 ※平成29年下期版に追加内容掲載。

1&5. [363P【1】1&3]

3. [364P【3】3]

問 38 (A 消化器系(肝臓除く)/327P) 参照。

1~5. [330P【4】1~5]

問 39 (C 血液系/312P) 参照。 ※平成29年下期版に追加内容掲載。

2. 貧血とは、血液中のヘモグロビン濃度が低下した状態をいう。

問 40 (F 腎臓・泌尿器系/333P) 参照。

A~D. [336P【2】1~3&5]

問 41 (H 感覚器系/354P) 参照。 ※平成29年下期版に追加内容掲載。

2~5. [358P【4】2~5]

問 42 (I ストレス・睡眠・疲労による心身の変化/366P) 参照。 ※平成29年下期版に追加内容掲載。

2&4. [370P【6】5&1]

問 43 (I ストレス・睡眠・疲労による心身の変化/366P) 参照。

A~C. [369P【2】A~C]

D. [368P【1】5]

このデータは、株式会社公論出版の著作物です。  
再配布等は禁じております。

問 44 (G 代謝系(体温調節)/346P) 参照。 ※平成29年下期版に追加内容掲載。